

() 内に赤鉛筆又は鉛筆で○印を付けたものが多く、○印が無いものは榛原郡白羽村、周智郡水窪村の物だけである。綴じ方もA1型と同様である。A2型は県立図書館に田方郡1村、志太郡1村、榛原郡4村、小笠郡1村が残っている他、新たに発見された周智郡水窪村のものがある。

イ 黒字印刷型 (B1型、B2型) (写真5、6)

静岡県用紙に黒字で印刷されたものである。上述したタイプ打A型と文字や文字配列が全く同じで、タイプ文字が欠落した部分をペンで加筆している点もA型と共通している。おそらくタイプを打つ際 (A型作成の際) にカーボン紙等を敷いて文字を写したのであろう。小字名にルビの有る型式をB1型とし、ルビが無いものをB2型とする。

B1型には部分的に鉛筆書きを交え、黒色ペンでカタカナルビが付されているものが大多数であるが、赤ペンカタカナルビ (田方郡多賀村、小笠郡原谷村)、鉛筆カタカナルビ (志太郡朝比奈村)、黒ペンヒラガナルビ (周智郡一宮村、浜名郡新居町、赤佐村) の他、筆とおもわれるものでカタカナルビを振ったものがある (周智郡飯田村、城西村)。小字名やルビの訂正は、黒ペン又は赤ペンで線を引くか塗りつぶして修正する他、豆印を押して訂正するものがある (庵原郡富士川町、志太郡朝比奈村、榛原郡初倉村)。

このうち富士川町と朝比奈村の豆印には文字が有り、朝比奈村のものは浦山と判読できる。引佐郡鎮玉村では、A1型に書き足された小字文字をB1型に書き漏らしており、そのためその部分の小字ルビが不完全なものになっている。用紙上方部余白の () 内の数字記載の状況はA型と同様であるが、数字の記されていないものは用紙が1枚のみの物である。B1型の () 内には赤鉛筆又は鉛筆で○印が書かれており、() 内の数字記載の状況はA型と同様である。数字の横に鉛筆で済ミと記載されているものが大半を占めるが、榛原郡川崎町、吉田村五和村、下川根村、中川根村、上川根村、浜名郡飯田村には済ミの文字が記載されていない。

B1型のもう一つの特徴は、用紙の余白部に押印又はサイン等があることである (写真7~19、表1参照)。庵原郡富士川町、西奈村、榛原郡萩間村、下川根村、志太郡静浜村、伊久身村、小笠郡大淵村、櫻木村、西南郷村、横地村、浜名郡入出村、北浜村、飯田村、入野村、赤佐村、引佐郡亀玉村の物に有り、A型や後述するC型のもの

写真5 榛原郡萩間村小字名表 (B1型)

写真6 静岡市小字名表 (B2型)

のには見られない。押印が大半で、ペン手書き（浜名郡赤佐村）、ペン手書きに押印のあるもの（小笠郡横地村）がある。押印には人名と思われる認め印（庵原郡西奈村、榛原郡下川根村、小笠郡大淵村）と役場名を記した長方形印・角印（志太郡伊久身村、小笠郡櫻木村、西南郷村、浜名郡北浜村、飯田村、引佐郡龜玉村）の他、役場の受付印と思われる印（志太郡静浜村、浜名郡入野村）がある。その他に閲覧と判読できる角印（榛原郡萩間村）、意味不明の文字が割印されているもの（庵原郡富士川町）、文字判読できない角印（浜名郡入出村）がある。手書きで村名等を記載したものがあり、小笠郡横地村では最初の頁の余白上部に横四九六号と記し、同じ余白の下側に横地村長の文字と角印がある。浜名郡赤佐村の物には最終頁に右御回答申上候也 3月1日 赤佐村助役松井吉次郎と記されている。綴じ方は、用紙右側の余白に2つの小孔を開けこれにコヨリを通して綴じているものが多いが、1つの孔にコヨリを通すもの（田方郡函南村、伊東町、小笠郡上内田村、周智郡飯田村、園田村、森町、三倉村、犬居町、気多村）、縦に3つの小孔を開け上1孔にコヨリを通し、さらに他の2孔をコヨリで繋ぐもの（周智郡天方村）、ホッチキスで1箇所留めするもの（田



挿図写真№	郡町村名	文字・文意	種類	記載箇所
写真7	庵原郡富士川町	意味不明	割印(半楕円形朱印)	最初頁の余白部上側
写真8	庵原郡西奈村	天石	押印(認め印)	2枚目の余白部下側
写真9	榛原郡萩間村	間覧	押印(角朱印)	最初頁の余白部上側
写真10	榛原郡下川根村	■岡?	押印(認め印)	最初頁の余白部下側
写真掲載無	志太郡静浜村	文字無し	受付印?(円形輪郭のみ)	最後頁の余白部
写真11	志太郡伊久身村	静岡縣志太郡伊久身村役場 静岡縣志太郡伊久身村役場印	押印(長方形黒色) + 押印(角朱印)	最初頁の余白部下側
写真掲載無	小笠郡大淵村	文字不明	押印(認め印)	最初頁の余白部中央
写真12	小笠郡櫻木村	櫻第 號	押印(長方形朱印)	最初頁の余白部上側
写真13	小笠郡西南郷村	静岡縣小笠郡西南郷村 小笠郡西南郷村役場印	押印長方形黒色) + 押印(長方形朱印)	最初頁の余白部下側
写真14	小笠郡横地村	横第四九六号 横地村長 静岡縣小笠郡横地村長之印	ペン手書き + 押印(角朱印)	最初頁の余白部上・下側
写真掲載無	浜名郡入出村	文字不明	押印(角朱印)	最初頁の余白部中央
写真掲載無	浜名郡北浜村	■■村	押印(角朱印)	最初頁の余白部下側
写真15	浜名郡飯田村	静岡縣濱名郡飯田村役場印	押印(長方形朱印)	最初頁の余白部下側
写真16	浜名郡飯田村	静岡縣濱名郡飯田村役場印	押印(長方形朱印)	各頁雑目余白の上部(3箇所)
写真17	浜名郡入野村	■■役場 12.2 第■	受付印(円形朱印、横線で3段に区画)	最後頁の余白部
写真19	浜名郡赤佐村	右御回答申上候也 3月1日 赤佐村助役松井吉次郎	ペン手書き	最後頁
写真18	引佐郡龜玉村	龜玉村役場印	押印(角朱印)	最後頁の余白部下側

表1 小字名表B1型に記載された押印、サイン等

方郡西豆村)等がある。小字名表が1枚だけのものには孔がない。用紙の折りは縦に二つ折りされた後、内側に向けて横に四つ折りしたらしく、用紙の横方向に3条の折り目痕が残っているものが多数ある。折り目痕についてはこの他、横方向に明確な3条の折り目痕があるもの(田方郡中郷村、中大見村、志太郡大富村、榛原郡川崎町、小笠郡平田村、引佐郡三ヶ日町)、横方向に3条の皺があるもの(小笠郡東山村、周智郡久度西村、山梨町、宇刈村、飯田村、園田村、一宮村、森町、天方村)がある。残存するB1型のほとんどに横3条の折り目痕(折り曲痕)があるといっておく。B1型は現在、県立図書館に田方郡11町村(但し、多賀村は熱海町に編入)、庵原郡13町村、志太郡27町村、榛原郡13町村、小笠郡42町村、浜名郡30町村、引佐郡11町村が登録されている他、新たに発見されたものが田方郡5町村、周智郡12町村存在する。

B2型はB1型と同じ方法で作成されたものであるが、ルビが振られていない。用紙上方部余白の()内にタイプ文字で(一)~(廿三)の数字が記載されているが、24頁目から最終頁まで番号は付されていない。さらに()に赤鉛筆又は鉛筆の○印が無く、済みの文字も記載されていない。最初の頁の上側余白に市郡、町村を記載する()に静岡のタイプ文字があるが、24頁目からの()には安倍郡久能、安倍郡大谷、安倍郡長田、安倍郡千代田、安倍郡麻機の名がタイプ字で印刷されている。全ての安倍の文字を線で消し、静岡と手書き修正している。綴じ方は右端に縦方向に4つの小孔を開け、2孔を一对にして2ヶ所をコヨリで綴じている。全ての頁に折り目が無く、汚れも少ない。県立図書館に登録されているB2型は静岡市のみである。

ウ 手書き型(C1型、C2型)(写真20、21)

用紙に郡名、村名、大字、小字及びルビを全てペンで手書きしている。静岡県の用紙を使用したものをC1型とし、町村の公用紙を使用した物をC2型とする。C1型は今回発見された田方郡北狩野村、周智郡熊切村と県立図書館に登録されている浜名郡積志村の3村だけである。カタカナでルビを振り、用紙上方部の余白にある()にアラビア数字を手書きする物(田方郡北狩野村、周智郡熊切村)と空欄の物(浜名郡積志村)がある。また、()内に鉛筆又は赤鉛筆で○印を書くもの(田方郡北狩野村、周智郡熊切村)と無いもの(浜名郡積志村)がある。済みの文字はいずれにも記されてい



写真20(資料番号21)北狩野村小字表(C1型)

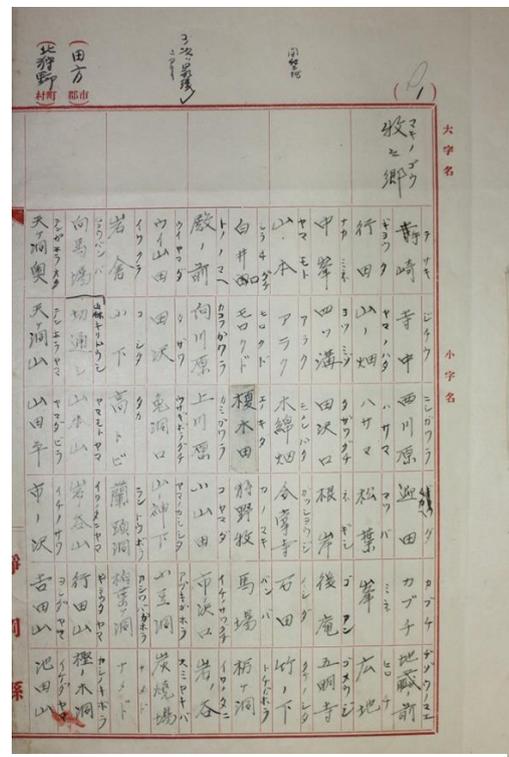


写真21(資料番号15)水窪村(C2型)

ない。綴じ方はいずれも右側余白に2孔を開けており、北狩野村では2孔にコヨリを通して綴じており、熊切村、積志村では各孔に一本ずつコヨリを通して2か所で綴じている。折り目は縦二つ折りにした後、横方向の3条の折り目に加えて縦に1条の折り目が有るもの（北狩野村、熊切村）と横3条に浅い折り目痕があるもの（積志村）がある。

C2型は県の公用紙サイズより一回り小さい水窪村公用紙（現在のB4版に近い）にペンで横線を引いて方眼を作り、大字、小字及びルビを全て手書きしている。水窪村の小字名表については今回、A2型のもが発見されているが、それとは小字の数や順番などが全く異なっている。用紙の余白に（ ）も無く、○印や数字、済ミなどの文字も記載されていない。綴じ方法は2孔を開けコヨリを通して綴じている。折り目は、この綴じに沿って縦に1条が見られるのみで、横方向の折り目痕は確認できない。C2型は今回発見された周智郡水窪村だけである。

エ 複数の型式が存在する理由

小字名表をA1型～C2型の6つの型に分類したが、なぜこのような型が生じたか検討してみたい。

(ア) タイプ打ち型（A1型、A2型）について

A型はタイプ打ちされたもので、昭和12年2月23日付学務部教育課県史編纂係から市町村長に出された依頼書（写真23 資料番号10）から見て、県で作成された小字名表である。この元になった資料は、昭和8年11月30日付で県の依頼（写真22 資料番号7）により市町村が製作した小字名表である。A1型にはルビや折り目もなく比較的汚れも少ないことから、県保管用のものと思われる。A2型はA1型と同じタイプ打ちであるが、手書きルビを振り用紙上部余白の（ ）に鉛筆で○印が付けられ、用紙を横折りした痕跡のあるものが多い。A2型の町村を昭和11年度の小字名調査の最終集計簿（資料番号14）（注1）と照合すると、榛原郡白羽村以外は、フリ仮名回答の督促状が出された市町と一致する。後述するように、県は当初B型を市町村に送付し、フリ仮名を付け返送するよう依頼した。ところが期日を過ぎても回答が無いので、A型の用紙を四つ折りにして町村へ送付し、これにルビを振らせたのであろう。A1型では確認できない、横3条の浅い折り目痕や用紙上方余白の（ ）内の○印がA2型のほとんどに存在するのはこのためである。

ところが、白羽村はフリ仮名簿の回答督促が出されていないにもかかわらずA2型が存在する。また、水窪村は催促状が送られたにも関わらずフリ仮名が2枚目途中で終了し、最後の頁まで振られていない。さらに、この2村のA2型だけは用紙に横折り目が無く、用紙上方余白の（ ）に○印も記されていない。この点について、白羽村にA2型の他にB1型の小字名表があり、水窪村にもA2型の他にC2型の小字名表があることに注目したい。白羽村のB1型は、A2型と同じ筆跡でペン書きルビが振られ、そのルビを鉛筆で修正している。白羽村がルビを付けた可能

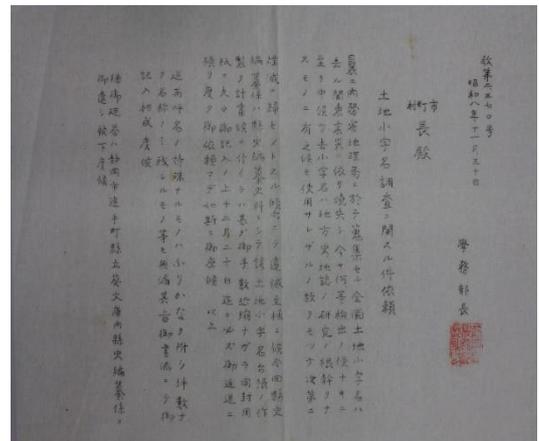


写真22（資料番号7）昭和8年小字名調査依頼書

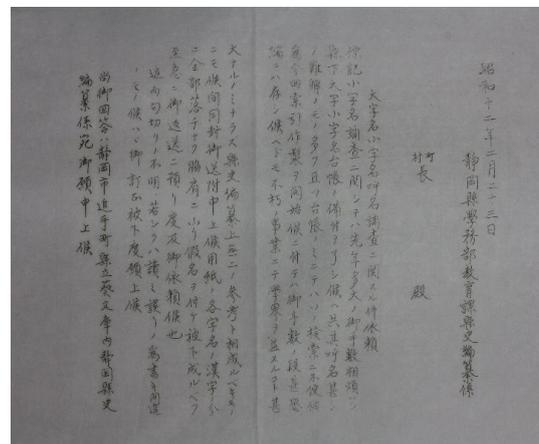


写真23（資料番号7）昭和11年度小字名調査依頼

性もあるが、ここでは県がA2型とB1型両方にルビを振りB1型を白羽村に送付し、村がB1型を鉛筆で修正し県に返送したと考えたい。昭和8年度の県依頼状（資料番号7）には、「呼名ノ特殊ナルモノハふりかなヲ附シ」とあることから、白羽村では小字のほとんどにルビを付けて返送したのではなかろうか。つまり、昭和11年の小字フリ仮名依頼時、県にはルビが付されているA2型が存在したため、B1型のみを白羽村に送付したのである。A2型に用紙折り目がなく、また確認のための（ ）内の○印が無いのはそのためである。水窪村についても同様、県は昭和11年度の小字フリ仮名依頼時には一部ルビが振られていたA2型を所持していたと考えたい。県はB1型の一部にルビを付して水窪村に送付したが、水窪村では何らかの理由で昭和8年度原簿を紛失していたため回答できず、急遽水窪村公用紙に大字、小字及びルビを手書きし回答したのではないかと推測したいが、いかがであろうか？

(イ) 黒字印刷型 (B1型、B2型) について

B型は市町村へ送付するため、A型作成時に同時製作されたものである。必ず用紙を縦に二つ折りし、さらに横方向に二度折り返している（四つ折り）。B1型の用紙全てに横方向の3条の折り目痕が付くのはこのためである。これを受けとった市町村は、そこに記されている小字（大字も含む）にペン等でルビを振り、県に返送している。多くの町村でルビをカタカタにするのは、昭和11年度の依頼状に添えられていた「書名五十音排列基準」（写真24 資料番号11）がカタカナを標準にしているためであろう。各町村のルビの筆跡を見ると、同じ郡内にある町村で類似した筆跡と思われるものがある。複数町村が合同で小字名表を作成した可能性がある。先述した

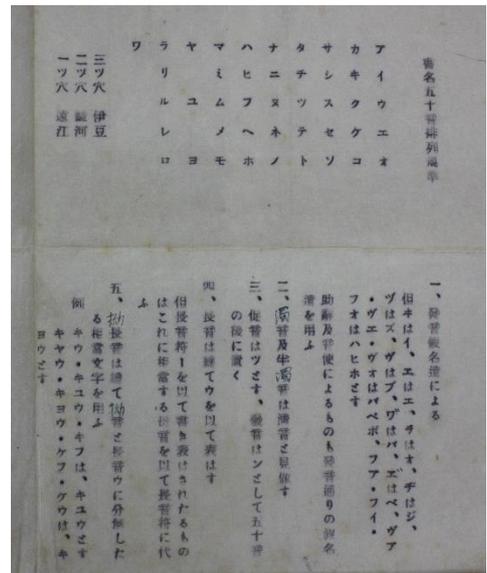


写真24 (資料番号11) 書名五十音排列基準

表1の押印及びサインは、これを返送した町村が付したものである。返送する際には、県から送付されてきた時と同じく用紙を四つ折りにしているが、これをさらに一回縦折にしたものもある。B1型では全ての用紙上部余白の（ ）内に鉛筆又は赤鉛筆で○印が付けられており、榛原郡川崎町、吉田村、五和村、下川根村、中川根村、上川根村、浜名郡飯田村以外の（ ）の横には、済ミと鉛筆書きされている。済ミ書きの無い7町村はいずれもフリ仮名催促を受けた町村であることから、期日までに回答したB1型町村の小字名表には全て済ミの字が書かれていたと考えられる。県が回答内容を確認する際に記したのである。この7町村の内、榛原郡の6町村には折り目痕の無いA1型が残っている。おそらく督促を受けた直後にB1型を提出したため、県はA型を送付しなかったためであろう。

B2型は静岡市のものが唯一である。ルビが無く、用紙の上部余白の（ ）に○印や済ミの文字も記されていないうえ折り目も無い。昭和11年度の小字名調査の最終集計簿にも依頼書発信日が記載されていないことからみて、静岡市には依頼状を送付しなかったと思われる。

(ウ) 手書き型 (C1型、C2型) について

C1型は県公用紙に郡、町村、大字、小字及びルビが全て手書きされている。今回発見された田方郡北狩野村、周智郡熊切村と県立図書館所蔵の浜名郡積志村の3村が残存している。昭和8年度の小字調査回答集計簿（注2）及び昭和11年度の最終回答集計簿と照合すると、北狩野村

と熊切村は小字名の原簿を提出していない。そのため県はA型、B型の作成ができず、タイプ文字を記入しない用紙を2村に送付したのであろう。催促を受けた2村は県の用紙に全て手書き回答した訳である。一方、積志村については8年度に小字原簿を提出しており、県もA型及びB型が作成できたはずである。それにもかかわらず、積志村の郡名、村名、大字、小字、ルビが全て手書きされている理由は不明である。

C2型は今回発見された周智郡水窪村の物だけであり、その理由は上述したとおりである。

型	市町村	小字ルビの特色	綴じ方	用紙折り目痕	()内書き	()内数字	「済ミ」有無	押印・サイン
A1	田方郡11町村、富士郡22町村、清水市、安倍郡10村、榛原郡12町村、引佐郡11町村	・無 田方郡11町村、富士郡22町村、清水市、安倍郡10村、榛原郡12町村、引佐郡11町村	・2孔1ヶ所コヨリ綴 田方郡6町村、富士郡22町村、清水市、引佐郡1町、不明、安倍郡10村、榛原郡11町村、引佐郡10町村、引佐郡10町村	・折り目無し 田方郡10町村、富士郡22町村、清水市、安倍郡10村、榛原郡12町村、引佐郡11町村 ・縦1条折り目 田方郡三島町	・○無 田方郡11町村、富士郡22町村、清水市、安倍郡10村、榛原郡12町村、引佐郡11町村	・無 田方郡11町村、富士郡22町村、安倍郡11村、榛原郡1村、引佐郡10町村 ・漢数字タイプ字 清水市、榛原郡7町村、漢数字・手書き数字混交 榛原郡2町村、ペンアラビア数字 安倍郡9村、アラビア数字タイプ字 榛原郡2村、鉛筆アラビア数字 引佐郡1村	・無 田方郡11町村、富士郡22町村、安倍郡10村、清水市、志太郡1村、榛原郡12町村、引佐郡11町村	・無 田方郡11町村、富士郡22町村、清水市、安倍郡10町村、榛原郡12町村、引佐郡11町村
A2	田方郡西浦村、志太郡東川根村、榛原郡4村、小笠郡朝比奈村、周智郡水窪村	・鉛筆カタカナ 田方郡1村 ・ペン(筆、鉛筆)カタカナ 志太郡1村、榛原郡4村、小笠郡1村、周智郡1村	・2孔1ヶ所コヨリ綴 田方郡1村、榛原郡1村、小笠郡1村、周智郡1村 ・不明 志太郡1村、榛原郡3村	・横3条縦状+縦1条折り目 田方郡西浦村 ・横3条縦状 榛原郡勝間田村 ・横3条折り目(浅い) 志太郡1村、榛原郡2村、小笠郡1村、周智郡水窪村 ・折り目無し 榛原郡白羽村	・○有 田方郡1村、志太郡1村、榛原郡3村、小笠郡1村 ・○無 榛原郡白羽村、周智郡水窪村	・無 田方郡1村、小笠郡1村、周智郡1村 ・漢数字タイプ字 榛原郡3村 ・○無 志太郡1村、漢数字・手書き数字混交 榛原郡1村、	・無 田方郡1村、榛原郡4村、小笠郡1村、周智郡1村	・無 田方郡1村、志太郡1村、榛原郡4村、小笠郡1村、周智郡1村、
B1	田方郡16町村、庵原郡13町村、志太郡27町村、榛原郡13町村、小笠郡42町村、周智郡12町村、浜名郡30町村、引佐郡11町村	・ペン(鉛筆)カタカナ 田方郡15町村、庵原郡13町村、志太郡26町村、榛原郡13町村、小笠郡41町村、周智郡9町村、浜名郡28町村、引佐郡11町村 ・鉛筆カタカナ 志太郡朝比奈村 ・赤ペンカタカナ 田方郡多賀村(熱海編入) 小笠郡原谷村 筆力カタナ 周智郡2村 ペンヒラガナ 周智郡一宮村、浜名郡2町村	・1孔1ヶ所コヨリ綴 田方郡2町村、小笠郡1町村、周智郡6町村、小笠郡12町村、田方郡1村、庵原郡13町村、志太郡2村、榛原郡2村、小笠郡1村、浜名郡3村 ・2孔2ヶ所コヨリ綴 浜名郡1村 ・3孔2ヶ所コヨリ綴 周智郡1村 ・孔、コヨリ無し 田方郡2町村、周智郡9町村 ・1所ホツキス留 田方郡西豆村 ・不明 志太郡25町村、榛原郡11町村、小笠郡40町村、浜名郡26町村、引佐郡11町村	・横3条折り目 田方郡14町村、庵原郡13町村、志太郡26町村、榛原郡12町村、小笠郡40町村、周智郡4町村、浜名郡30町村、引佐郡9町村 ・横3条折り目(浅い) 周智郡8町村、横3条縦状 小笠郡1村 ・横3条+縦1条折り目 榛原郡1町、小笠郡1村、引佐郡1町 ・横3条(浅い)+縦1条折り目 引佐郡1村	・○有 田方郡16町村、庵原郡13町村、志太郡27町村、榛原郡13町村、小笠郡42町村、周智郡12町村、浜名郡30町村、引佐郡11町村	・無 田方郡2町村、庵原郡3町村、志太郡26町村、榛原郡11町村、小笠郡39町村、周智郡11町村、浜名郡30町村、引佐郡8町村 ・漢数字タイプ字 榛原郡8町村、漢数字・手書き数字混交 榛原郡1町、ペンアラビア数字 田方郡14町村、庵原郡10町村、志太郡1村、小笠郡1村、周智郡1村、引佐郡1村 ・鉛筆アラビア数字 小笠郡2村、引佐郡2村、アラビア数字タイプ字 榛原郡2村、アラビア数字・手書き数字混交 榛原郡1村	・有 田方郡16町村、庵原郡13町村、志太郡27町村、榛原郡17町村、小笠郡42町村、周智郡12町村、浜名郡29町村、引佐郡11町村 ・無 榛原郡6町村、浜名郡1村	・押印 庵原郡2町村、志太郡2村、榛原郡2村、小笠郡37町村、小笠郡42町村、周智郡12町村、浜名郡1村、引佐郡1村 ・押印・サイン 小笠郡1村 ・サイン 浜名郡1村 ・小字に豆印 庵原郡1町、志太郡1村、榛原郡1村 ・無 田方郡16町村、庵原郡10町村、志太郡24町村、榛原郡10町村、小笠郡39町村、周智郡12町村、浜名郡25町村、引佐郡10町村
B2	静岡市	・ルビ無	・4孔2ヶ所コヨリ綴	・折り目無し	・○無	・漢数字タイプ字	・無	・無
C1	田方郡北狩野村、周智郡熊切村、浜名郡積志村	・ペンカタカナ 北狩野村、熊切村、積志村	・2孔コヨリ綴 田方郡北狩野村 ・2孔2ヶ所コヨリ綴 周智郡熊切村、浜名郡積志村	・横3条+縦1条折り目 田方郡北狩野村、横3条(浅い)+縦1条折り目 周智郡熊切村 ・横3条(浅い)折り目 浜名郡積志村	・○有 田方郡1村、周智郡1村、浜名郡1村	・無 浜名郡1村 ・ペンアラビア数字 田方郡1村、周智郡1村	・無 田方郡1村、周智郡1村、浜名郡1村	・無 田方郡1村、周智郡1村、浜名郡1村
C2	周智郡水窪村	・ペンカタカナ	・2孔コヨリ綴	・折り目無し	・○無	・無	・無	・無

表2 小字名表型式の特徴

(4) 所在不明の資料について

県立図書館に登録されている資料及び新たに発見された資料については、これまで述べたとおりである。しかし、昭和11年度の最終回答集計簿と照合すると、所在不明資料が多数存在することがわかる。浜松市他1市2郡では、全ての資料が所在不明。静岡市他5郡では、A型の全て又は大半の所在が不明、清水市他2郡では、B型の全て又は大半の所在が不明である。榛原郡では3村でB型を欠くが、同郡のほとんどの町村で両型が残存している。A型、B型全てが残存しているのは引佐郡のみであり、所在不明資料の発見が今後の課題となろう。

以上が戦前に県史資料として作成されながら、戦争により刊行されなかった小字関連資料である。

(注1)、(注2)「資料紹介 戦前の静岡県史資料等(その2)」『葵』50号 2016年静岡県立中央図書館

※本稿作成にあたり、静岡大学名誉教授山本義彦氏、県立高等学校教諭須山功豊氏から崩し字解説等、有益な助言を得た。

県経営管理部法務文書課川上 努氏、県交通基盤部建設業課渥美浩行氏から戦前の印刷機器等、有益な助言を得た。

※『葵』49号、『葵』50号及び本稿「資料紹介 戦前の静岡県史資料等」の文責は中嶋郁夫。